

「愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて」
に係る参考資料

- 1 愛知県環境影響評価条例（関係条文抜粋）
- 2 対象事業の概要
- 3 条例施行後の環境影響評価実施事例
- 4 土石採取事業及び鉱物掘採事業の全国の状況
- 5 鉱業法（関係条文抜粋）

1 愛知県環境影響評価条例（関係条文抜粋）

（定義）

第2条（略）

- 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。

別表（第2条関係）

- | |
|--|
| <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業</p> <p>(2) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築並びに堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの</p> <p>(3) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の建設及び改良の事業</p> <p>(4) 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業</p> <p>(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業</p> <p>(7) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の新設又は増設の事業</p> <p>(8) 製造業（物品の加工修理業を含む。）ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場の新設又は増設の事業</p> <p>(9) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業</p> <p>(10) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業</p> |
|--|

- (11) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業
- (12) 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業
- (13) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務団地の造成の事業
- (14) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業
- (15) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業、愛知県立自然公園条例（昭和43年愛知県条例第7号）第2条第3号に規定する公園事業及び都市計画法第4条第11項に規定する第二種特定工作物の設置の用に供されるためになされる土地の造成の事業
- (16) 工業団地の造成の事業
- (17) 住宅団地の造成の事業
- (18) 土石の採取の事業
- (19) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業

（許可等への配慮）

第27条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき法令又は条例の規定により許可、認可その他これらに類する行為（以下「許可等」という。）を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 対象事業の概要

対象事業の種類	法 対 象 事 業		条例対象事業
	第一種事業	(第二種事業)	
1 道路			
(1) 高速自動車国道	全て	-	-
(2) 指定都市高速道路(4車線)	全て	-	-
(3) 一般国道(4車線)	10Km以上	7.5km以上10Km未満	7.5km以上10Km未満
(4) 林道(幅員6.5m以上)	20Km以上	15Km以上20Km未満	15Km以上20Km未満
(5) 県道・市町村道(4車線)	-	-	7.5km以上
2 ダム・堰その他河川工事			
(1) ダム	貯水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(2) 堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(3) 湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(4) 放水路	土地改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
3 鉄道			
(1) 新幹線鉄道	全て	-	-
(2) 普通鉄道	10Km以上	7.5km以上10Km未満	7.5km以上10Km未満
(3) (1)・(2)以外の鉄道	-	-	7.5km以上
(4) 新設軌道	10Km以上	7.5km以上10Km未満	7.5km以上10Km未満
(5) (4)以外の軌道	-	-	7.5km以上
4 飛行場	滑走路2,500m以上	1,875m以上2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
5 発電所			
(1) 水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満	2.25万kW以上3万kW未満
(2) 火力発電所(地熱以外)	出力15万kW以上	11.25万kW以上15万kW未満	11.25万kW以上15万kW未満
(3) 火力発電所(地熱)	出力1万kW以上	7,500kW以上1万kW未満	7,500kW以上1万kW未満
(4) 原子力発電所	全て	-	-
6 廃棄物処理施設			
(1) ごみ処理施設	-	-	処理能力150t/日以上
(2) し尿処理施設	-	-	処理能力150kl/日以上
(3) 産業廃棄物焼却施設	-	-	処理能力150t/日以上
(4) 廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満
7 下水道終末処理場	-	-	11.25ha以上
8 工場・事業場	-	-	燃料使用量11.25t/h以上 又は特定排出水の量0.75万m ³ /日以上
9 公有水面の埋立て・干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	40ha以上50ha以下
10 土地区画整理事業			
(1) 都市計画に定められるもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(2) その他	-	-	75ha以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
12 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
13 流通業務団地の造成			
(1) 流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(2) その他	-	-	75ha以上
14 農用地の造成	-	-	75ha以上
15 レクリエーション用地の造成(ゴルフ場、公園事業等)	-	-	75ha以上(土地改変区域が37.5ha未満を除く)
16 工業団地の造成			
(1) 首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	-
(2) (独)中小企業基盤整備機構等の行うもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(3) その他	-	-	75ha以上
17 住宅団地の造成			
(1) (独)中小企業基盤整備機構等の行うもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
(2) その他	-	-	75ha以上
18 土石の採取	-	-	75ha以上
19 その他規則で定めるもの(複合開発事業)	-	-	75ha以上
20 港湾計画	埋立・掘込300ha以上	-	-

注1 法の第一種事業は必ず環境影響評価手続を実施する事業で、第二種事業は環境影響評価手続を実施するか個別に判定する事業

注2 条例対象事業のうち法の第二種事業と重複するものについては、法による判定の結果、法対象事業とならなかったもののみ条例の対象事業となる。

3 条例施行後の環境影響評価実施事例

(1) 法対象事業

事業名称	事業種類	事業規模	手続状況
出光愛知製油所第3号 発電設備増設計画	火力発電所	25.2万kW	H13.7.2 評価書公告
春日井熊野桜佐土地 区画整理事業	土地区画整理	110ha	H18.5.24 準備書知事意見通知
茶屋新田土地区画 整理事業	土地区画整理	147.5ha	H18.5.16 準備書公告
豊川水系設楽ダム 建設事業	ダム	湛水面積 297ha	H18.6.16 準備書公告
衣浦港3号地廃棄物 最終処分場整備事業	最終処分場	47.6ha	H18.8.11 方法書知事意見通知

(2) 条例対象事業

事業名称	事業種類	事業規模	手続状況
知多横断道路	道路	8km	H12.5.2 評価書公告
東部丘陵線	軌道	9.2km	H13.10.1 評価書公告
日光川下流流域下 水道	下水道終末処理場	17.1ha	H14.10.4 評価書公告
豊田市新清掃工場 設置	ごみ焼却施設	405ト/日	H15.1.21 評価書公告
刈谷知立環境組合 ごみ焼却施設更新	ごみ焼却施設	291ト/日	H17.3.29 評価書公告
岡崎市新一般廃棄物 中間処理施設建設	ごみ焼却施設	380ト/日	H17.12.2 評価書公告

(3) その他

2005日本国際博覧会(2005日本国際博覧会環境影響評価要領)

4 土石採取事業及び鉱物掘採事業の全国の状況

都道府県名	条例施行規則での規定状況
北海道	
青森	土石の採取の事業
岩手	採石法第2条に規定する岩石及び砂利採取法第2条に規定する砂利又は土の採取の事業 鉱業法第3条に規定する鉱物の採掘の事業
宮城	土、砂利又は岩石の採取の用に供する場所(その他付帯施設を含む)の新設の事業
秋田	土、採石法第2条に規定する岩石若しくは砂利採取法第2条に規定する砂利の採取又は鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
山形	土、採石法第2条に規定する岩石若しくは砂利採取法第2条に規定する砂利の採取又は鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
福島	採石法第2条の岩石、砂利採取法第2条の砂利又は土の採取の事業
茨城	採石法第2条に規定する岩石又は砂利採取法第2条に規定する砂利の採取の事業
栃木	土、砂利及び採石法第2条に規定する岩石の採取の事業 鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
群馬	土、砂利若しくは採石法第2条に規定する岩石の採取又は鉱業法第3条第1項に規定する鉱物の掘採の事業
埼玉	採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利及び土の採取
千葉	砂利又は採石法第2条に規定する岩石の採取の事業、千葉県土採取条例第2条第1項に規定する土の採取の事業
東京	土、砂利若しくは採石法第2条の岩石の採取又は鉱業法第3条の鉱物の掘採
神奈川	岩石、砂利又は土の採取の用に供する場所(その他付帯施設を含む)の新設
新潟	採石法第2条に規定する岩石若しくは砂利採取法第2条に規定する砂利の採取又は新潟県土採取の適正化に関する条例第2条に規定する土の採取の事業
富山	採石法第2条に規定する岩石又は土若しくは砂利の採取の事業
石川	
福井	土、砂利もしくは採石法第2条に規定する岩石の採取の事業
山梨	土、砂利、岩石、鉱物等の採取の事業
長野	土、砂利若しくは採石法第2条に規定する岩石の採取又は鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
岐阜	一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業
静岡	土、砂利又は岩石の採取
愛知	土石の採取の事業
三重	採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利若しくは三重県土採取規制条例第2条に規定する土の採取又は鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採事業
滋賀	土石または砂利の採取の事業
京都	
大阪	採石法第33条の認可を受けて行う岩石の採取の事業
兵庫	土石の採取又は鉱物の採掘
奈良	採石法第33条の認可を受けて行う岩石の採取、砂利採取法第16条の認可を受けて行う砂利の採取又は奈良県土採取規制条例第2条による届出をして行う土の採取の事業
和歌山	土又は岩石の採取の事業
鳥取	採石法第2条に規定する岩石又は砂利採取法第2条に規定する砂利の採取の事業(鉱物の掘採の事業を含む)
島根	採石法に基づく岩石の採取の事業
岡山	採石法第2条に規定する岩石、土及び砂利の採取の事業
広島	採石法に第2条に規定する岩石の採取の事業
山口	鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採又は採石法第2条に規定する岩石の採取の事業
徳島	採石法第2条に規定する岩石及び砂利採取法第2条に規定する砂利並びに土の採取の事業
香川	土又は採石法第2条に規定する岩石の採取の事業(鉱物の掘採の事業を含む)
愛媛	土又は採石法第2条に規定する岩石の採取の事業 鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
高知	土又は採石法第2条に規定する岩石の採取の事業
福岡	土石及び採石法第2条に規定する岩石の採取の事業 鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業
佐賀	採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利又は土の採取の事業 鉱業法第3条に規定する鉱物の採掘の事業
長崎	一団の土地にその土地の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業(鉱物の掘採の事業を含む)
熊本	採石法第2条に規定する岩石、土及び砂利の採取の事業
大分	一団の土地について区画形質の変更に関する事業(鉱物の掘採の事業を含む)
宮崎	採石法第2条に規定する岩石、砂利採取法第2条に規定する砂利及び土の採取の事業
鹿児島	土地の区画又は形質を変更する事業(鉱物の掘採の事業を含む)
沖縄	土、採石法第2条に規定する岩石又は砂利採取法第2条に規定する砂利の採取の事業 鉱業法第3条に規定する鉱物の掘採の事業

5 鉱業法（関係条文抜粋）

（設定の出願）

第21条 鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。

2～4 （略）

（登録）

第59条 左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

(1) 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限

(2)～(3) （略）

2～6 （略）

（施業案）

第63条 試掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを経済産業局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、経済産業局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 経済産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ産業保安監督部長に協議しなければならない。

4 鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。